死亡者調書

本籍地 [redacted]

現住所 右同

所屬部隊 朝鮮慶尚南道東萊郡亀浦 [redacted] 第二陸軍病院 十二名隊四班

入團年月日 昭三、一 役種 二國

等級 上整 年齢 令 [redacted] 入隊番号 役種 整備兵

内地港出発 昭三、二月(手想) 内地港 令 門司(手想)

外地到着 昭三、二月(手想) 到着地名 令 釜山(手想)

勤務の概要 新設航空隊の整備及航空機整備作業 防空壕構築等に従事

死傷又ハ受傷 昭和三年八月八日午前十時

死傷又ハ受傷部位 水中事件 心臓麻痺 溺死

死傷又ハ受傷時の状況 昭三年八月八日朝鮮慶尚南道[illegible]の部落に於て一人先に泳ぎ出だしたる[illegible]の三名が溺死の模様なりしを再度呼戻しに行きし[illegible]及び他の中に溺死の[illegible]

福岡縣

6480

36-4

死亡年月日　昭和二十年八月八日午前十時

死亡時の状況　敵機襲撃後救護用の為、軍医の部下数名と共に一度本隊に帰り、更に他の数名と共に再度現地に行くとの事にて行くとの事にて行くとの事にて

戦死者調査表

一、本籍　[redacted]

一、現住所　[redacted]

一、職　海軍二等整備兵曹　[redacted]

一、死亡年月日　昭和二十年八月八日　一〇〇〇頃

一、死亡地　[redacted]

一、遺族氏名　妻　[redacted]

一、所属部隊　戦闘第三〇一飛行隊（第二五二航空隊）

一、遺骨の有無　遺骨は[redacted]に整備兵曹が持参、遺族に交付済

一、戦死者時の状況

二十年八月八日敵機の爆撃を受け八幡神社境内に於て爆弾破片

不幸戦死三名と共に即死

216-10

6482

現況不明者消息調査依頼票（三四、七、二三）発信後最新調査後

申告者					
現住所	[redacted]				
本籍地（現住所）	[redacted]				
現況不明者ノ本人ニ対スル関係	一、[redacted]				
不明者部隊名	第一師団				
所属部隊	戦車第三十三聯隊				
参考事項	戦死第八名位重傷二十六名位				
戦死者ニ対スル事項	戦死百七十三名				

本人	
死亡場合ニ死亡年月日	昭和二年八月九日
死亡の場所	宮城県牡鹿郡女川湾内
死亡の状況	戦死

答

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陸・海・邦

死亡証明書

現役・予備役・補充・国民兵

高所記載上の注意を良でおいて下さい。（線及び数字の各個は記載に及びません）

| 死亡者 | | |

調査担任官公署		宛	由証	帯	雑	受
死亡処理についての意見	資料区分の変更 旧 → 新				第 号	昭和 年 月 日
		印	検		通知先	

調査官		入手証拠				受	領
見所	所属名氏	手段	場所	年月日	官公署名		
資料提供者は[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]通過し[redacted]で良い[illegible]（[illegible]人[illegible]）[illegible]水[illegible]で死亡	美法才復員部 [redacted]	合調、通報、招致、統制	於 美市	昭和[illegible]年十月十八日	美地方復員部		

一、本証明書は戸籍簿に死亡の届出を行う場合の基本となる証拠書類でありますから特に正確に御記入下さい。

二、死亡者知つた者の欄には、自から遭難した（見た）、洪水をとつた、隣組に立合つた、隣組員に立つた、隣組役又は親族に参列した、某から聞いた（この場合には某が死亡を目撃したのかどうかを明記すること）死亡したことを官公署等で見た等死亡事実を知つた方法を具体的に書いて下さい。

三、死亡当時の状況はなるべく詳細に記入して下さい。又参考資料として「関係者の外に本人の死亡事実を知つている人があれば、その人の氏名、住所（居所）、本籍（戸籍）」「死亡者の特徴（面貌、体格、特徴、職業（職歴）等」「死亡者が軍属の場合は、その官等俸給（日給）採用年月日等」その他死亡者について何等知つていることを付記して下さい。

四、資料提供者の記入欄中、記入の出来なかつた事項を、調査官が訂正又は、補記した場合は「印」を附して記入し、資料提供者の記入したものと区分すること。

能本縣

100

死亡者調書

本籍地 [redacted]

現住所

所属部隊 元山特別根據地隊附才(五二)号哨戒特務艇

右ニ同ジ

入隊年月 昭和 年

級種 現役

等級 一等水兵

氏名 [redacted]

出征地 [redacted]

年月日 昭和二〇・八・六

外地到着年月日

到着地名

統率者 (昭和二〇・八・七 佐賀県野母崎沖 同年八月九日)

兵種 兵科

番号 [redacted]

勤務概要

戦死又は負傷年月日 昭和二十年八月十日 四五三〇

遺族又は負傷者の氏名

戦死又は負傷者の氏名

[illegible]

[illegible] 1182

22

11-25

138 6187

死亡年月日 時刻 昭和二〇年八月十日 午前 三〇

死亡時の状況

死亡場所 朝鮮海峡

死亡の原因 戦死

右の通り承知しておりますから申告致します。

昭和二十二年 九月十八日

申告者 [redacted] 等級 二等兵曹 氏名 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所

申告者との関係

右に同じ

元山特別根據地隊附第一九二号哨戒特務艇

備考

一、本調書は死亡者の身上関係に切る差違するものであるから慎重に且詳細に記入して下さい

二、他人から聞いて承知した事項は其の旨赤尾氏自に記入して下さい

(終)

38-10

6488

軍人現況不明者調書

整理番號

所（辞令年月日）

等級 上衛

氏名 [redacted]

生年月日 [redacted]

入籍番號 [redacted]

本（現）籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

留守扶養者 氏名 [redacted] 続柄 父

家族の承知してゐる情況

留守扶養者からの情報 提供年月日 年 月 日

情報提供者 部隊 等級 氏名 入籍番號 [redacted]

同右現住所 [redacted]

(イ) 本人とは何處で何時迄一緒だつたか

(ロ) 其の時の本人の狀況

(ハ) 同部隊名

内地出發年月日、場所、乘船名（又は航空機）行先

大分

本人からの最後の通信

送出日附（ ）
部隊符號（大村病院舍（叔父の家））
受領年月日（二〇、七、六）
檢閱者印（ ）

内容

大村に無事着いた
叔父さんも元氣で居る
[illegible]

(イ) 部隊長から何か通知があつたか

(ロ) 昭和二十年八月七日（九二〇時）戒嚴令で部隊出發 行先は九山らしく 九山に十日に着く予定

(ハ) 昭和二十年八月十日の五〇の釜山沖で乘船 [illegible]

其

戰死 年月日 昭和二十年八月十日 午五三〇

場所 朝鮮釜山沖

現況不明者名簿入力

13

6489

174

(ハ) 帰還者から何か通知があつたか	[redacted]は[redacted]後部より[redacted]の[redacted]に[redacted]の前れを[redacted]に向つて最後の別れを[redacted]の戦友は負傷の為次々と海中に没し戦死を遂げ[redacted]も頭面に負傷し[redacted]なるも[redacted]なるものの漂流七日目遂に助けられる[redacted]
(ニ) 其の他のところから何か通知があつたか	
(右通知した人の住所氏名)	
昭和二十一年八月一日又は其の後に未復員届を出したか出してなければその理由	出
家族援護の情況及取扱経理部	毎月十三円宛送金 佐世保経理部
其の他究明上参考となるべき事項	哨戒艇勤務中大村病に行く途中(二日ぐらいの頃)休暇をもて帰る佐世保出発前叔父の家に来て暫くまで遊んで行つたとの事
役所課(係)資料及所見	右各記事より推察すれば戦死せるものと思ふ
住人資料	6304 23年4月11日

行方不明者	戦傷者	戦死者
原因 年月日 事故發生の場所 其の後の推定等	収容年月日 収容場所 其の後の推定等	本人の消息をよく知つてゐると思はれる者の住所氏名
		其の他究明上参考となるべき事項

死亡者調書

本籍地 [redacted]

現住所 右同

所属部隊 門司市海岸通 [redacted] 丸付枝光地

入團 月日 昭和十九年十月 日 役種 爆雷班

等級 上等水兵 年齢 令和 [redacted] 兵種 水兵 入籍番号 1

内地 月 日出発 昭和二十年 月二十五日 内地出発港 新潟港

外地 月 日到着 昭和二十年 月二十五日 到着地名 雄基の港

勤務の概要 入船以来爆雷班に勤務勉励され面目で自分の任務を最後まで遂行した

負傷又ハ戦傷 年 月 日 ナシ

病名又ハ負傷部位 ナシ

死亡病ノハ負傷時の状況 ナシ

福岡縣

90

6491

死亡年月日時　昭和二十年八月十日午前八時半

死亡時の状況　爆弾の為壮烈なる戰死を遂げた

右之通り[illegible]新沖[illegible]から申告致します

昭和二十三年一月十五日

申告者	入籍番号 [redacted] 等級水兵長 氏名 [redacted]
	本籍地 [redacted]
	現住所 右同
	所属部隊 内司市海岸通 [redacted] 気付枝光丸

備考

一、本調書は死亡者の身上関係一切を處理するものであるから、重に其の詳細に記入して下さい。

二、他人から聞いて承知した事項及び他傷者となるべき[illegible]その旨末尾餘白に記入して下さい。

23年6月6日発表

90-10

宮崎縣 57

戦死者調書

本籍地	
現住所	
所属部隊	第十警備隊
入團年月日	
等級	上曹
内地発場出発年月日	
外地到着年月日	昭和二十年一月十二日
戦歴の概要	特殊艇金田川丸警備隊員として動員中、昭和二十年一月米艦載機の空襲により同艇沈没、西貢に上陸、第十一警備隊に編入され、後第十警備隊防空隊勤務となり、三月二十一日ビンカン[illegible]月下旬フリ[illegible]に移[illegible]人は年齢[illegible]又動[illegible]紀隊[illegible]紀隊は動ぜず[illegible]
戦病又は受傷年月日	
戦名又は戦場部位	
発病又は受傷時の所属	

従軍	海軍
階級	水兵
氏名	[redacted]
年代	[redacted]
内地発場名	
外地到着地名	仏印西貢

75-14

6493

死亡の場所　[redacted]　西貢海軍病院

死亡の時　月日　刻　昭和二十年八月十六日（日付記憶セズ）

死亡時の状況　B-24空襲時第十四警備隊[redacted]二五航空隊[redacted]

右の通り承知しておりますから申告致します

昭和二十三年八月二十一日

申告者	戸籍番号	[redacted]
	等級	中尉
	氏名	[redacted]
	本籍地	[redacted]
	現住所	同右
	所属部隊	第十警備隊

23年9月21日送付

一、本調書は死亡者の身上関係一切を処理するものであります故、慎重に且つ詳細に記入して下さい

二、他人から聞いて承知した事項　其の他参考となるべき資料は必ず旨、仔細に申記入下さい

不明の点多く甚だ申訳無く存じます　当時戦争時の混乱にて記憶薄弱　日付等明確でありません　宜敷御願ます

75-15

第四三號

生存者
戦歿者

確認報告

七月三十一日送付

報告者ノ當時ノ所（部隊名）九〇一空（羅津派）

報告者ノ官職氏名（電報符入籍番號）上等整備兵曹 [redacted]

報告者ノ本籍地及ビ現住所 [redacted]

所轄官職氏名	電報符又ハ入籍番號	出身地	生存又ハ戦歿區分	年月日	場所	狀況	理況不明者名簿
九〇一空整備	[redacted]	生存	三、十、五	昭和十六年十月五日	羅津ようかん収容所	羅津ようかん収容所より移動、以後消息不明となる	八八頁
九〇一空整備	[redacted]	戦死	三、八、十三	昭和十六年八月十三日	清津府城川	上陸軍との交戦に於て海軍（長官殿）（大佐殿）（[redacted]）間連絡の途中戦死	八八頁
九〇一空整備	[redacted]	戦死	三、八、九	不明	[redacted]中村と同乗千葉の附近座（五名）途中行方不明となる他の四名殉職		八九頁

[redacted]

166

現

綜合調査調書（生存者確認報告）

發送番号 第九號

所轄（部隊）	同上於ける職務時勤務地	氏名	本籍地	年齢	特技等	氏名	電報符合番号
九〇（空）羅津洲気象員		[redacted]	[redacted]	一四才	高級	[redacted]	[redacted]

所轄官廳	氏名	電報符合番号	本籍地	区分	確認報告
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	戦死	昭和二十年八月一日 清津港沖合に於て敵潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没

部隊（船）航況

九〇（空）羅津洲気象員は昭和二十年八月一日清津港沖合に於て敵潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没

[redacted]

厚生部長

七月十七日送付

[redacted]

6496

戦病死者名簿

[redacted]

付帯事項

一、死亡 昭和二十年八月十日頃

一、死亡場所 朝鮮元山府元山海軍飛行隊内

一、死因 海死 [illegible]

一、死亡ノ[illegible]

[illegible]

6207

八月三日ノ聯隊ヨリ[illegible]ニ成ル遺骨ハ[illegible]

作[illegible]後不明ニ付

宮崎縣

[illegible]

49

6497

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]